

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（建築・アスベスト撤去その他追加工事 その2）
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
3 対 象 業 種	給排水工事
4 工 事 概 要	排水設備工事 1式 撤去工事（アスベスト撤去を含む） 1式
5 工 期	令和7年3月21日まで
6 契 約 金 額	36,630,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和6年7月11日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区銀座一丁目9番2号 北野・中原建設共同企業体 （代表者）北野建設株式会社 東京本社 執行役員 子安 修一
9 随意契約締結の理由	現在、中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（建築工事）（以下「本体工事」という。）は、上記業者が施工中である。 内装解体に先立ち、アスベスト調査を実施した結果、内部仕上げの下地材及び外壁仕上げの下地材等にアスベストの含有が判明したため、アスベスト撤去工事等が必要になった。 本工事を施工するに当たり、施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在、本体工事を施工している同者が施工することが最も効率的である。 また、共通仮設の仮囲いのほか、仮設通路が本体工事にて設置したものをそのまま利用することが出来るとともに、経費についても概ね33.5%の削減を図ることができる。 以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設盛土工事
2 施 行 場 所	東京都中央区晴海五丁目2番3号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	盛土工事 晴海五丁目全体の計画高さ（約AP+6.5m）に地盤を嵩上げする工事
5 工 期	令和5年9月29日まで
6 契 約 金 額	27,955,400円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年1月13日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都文京区後楽一丁目5番3号 株式会社塩浜工業 東京本社 東京本店長 堀 昌弘
9 随意契約締結の理由	現在、隣接地において、東京都港湾局発注の晴海五丁目（特別区道中月第836線）道路改良工事（以下「港湾局工事」という。）が上記業者にて施工中である。 港湾局工事で整備がなされない範囲の一部を盛土する本工事は、港湾局工事と一体的な工事であることから、同者が施工することにより工期の短縮が図られる。 また、各単価及び経費率について基本的に港湾局工事と合わせることで、工事費全体で概ね3%の削減を図ることができる。 さらに、同者は港湾局工事を施工するに当たり、近隣住民に対し住民説明会を行っており、住民対応も円滑に進めることができるため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

